

平成25年度 第2回伊賀地域高等学校活性化推進協議会 事項書

平成25年11月13日(水) 19:00～
三重県伊賀庁舎7階 大会議室

1 あいさつ

2 報告事項

(1) 名張地域新高等学校にかかるワーキング会議等の状況について【資料1・2】

3 協議事項

(1) 地域全体の学科の適正な配置について【資料3】

(2) 特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受け入れと支援について
【資料4】

(3) その他

4 諸連絡

次回(第3回)協議会 平成25年 月 日() 19:00～ 伊賀庁舎〔予定〕

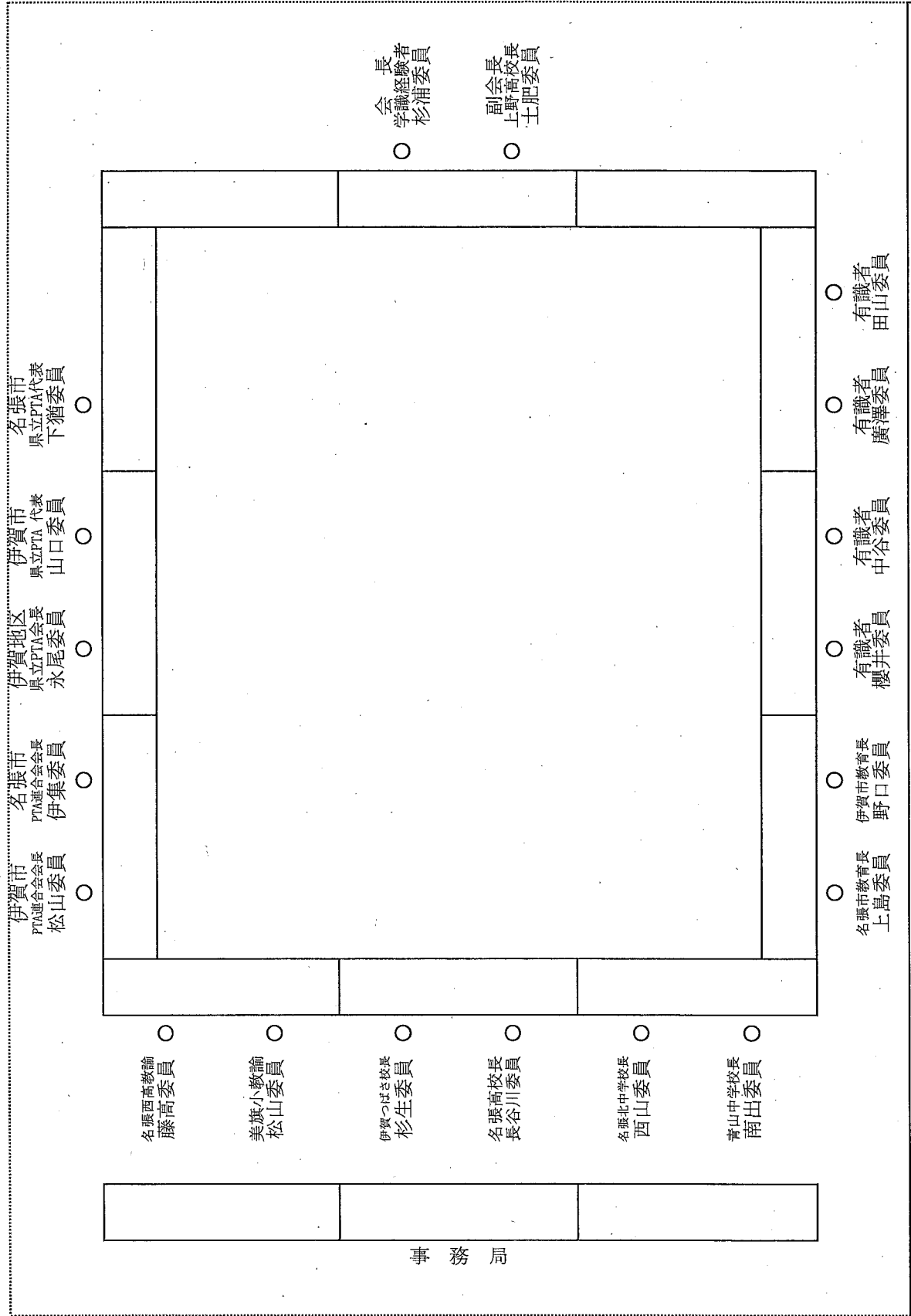
報道席

席

聴

傍

出入口



平成25年度 名張地域新高等学校ワーキング会議等の状況について

<平成25年度9月～10月までの内容>

1 ワーキング会議

●第4回 平成25年9月19日(木)

主な報告・協議事項

- (1) 両校合同職員協議会(8/26)の概要について
- (2) 名張地域新高等学校の開校準備にかかる会議の設置と位置づけについて
- (3) 進学に特化したクラスを「学科」とするか「普通科のコース」とするかについて

●第5回 平成25年10月18日(金)

主な報告・協議事項

- (1) 専門部会の検討状況について
- (2) 今後の検討計画について

2 専門部会(第1回)

●英語運用能力の育成 10月15日(火)

●教育課程 10月17日(木)

●人とつながる力の育成 10月17日(木)

●進学に特化した学科または普通科コースの取組 10月22日(火)

●情報活用能力の育成 10月25日(金)

<11月以降の予定>

第2回の専門部会を11月下旬から12月初旬に開催し、第6回ワーキング会議を12月中旬に開催する予定。

平成25年度 第4回名張地域新高等学校ワーキング会議 主な意見等

平成25年9月19日(木) 於：名張西高校

<報告>

(1) 第3回ワーキング会議(8.19)の概要について

(2) 両校合同職員協議会(8.26)の概要について

<協議>

(1) 名張地域新高等学校の開校準備にかかる会議の設置と位置づけについて

- ・ 平成28年度開校というタイムリミットがある中で、重要な事項や予算を伴う事項については、両校の校長名で県教育委員会に上申する等の手続きが必要となるが、それらの手続きと県教育委員会の決定を迅速に行う必要がある。
- ・ 新高校の具体的内容の検討については、このワーキング会議が主導し、原案を作成する。伊賀地域高等学校活性化推進協議会への報告等は、県教育委員会が行う。

(2) 進学に特化した学科または普通科のコースについて

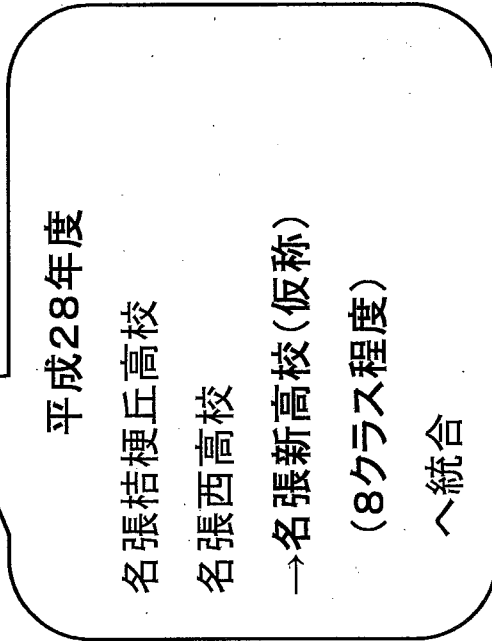
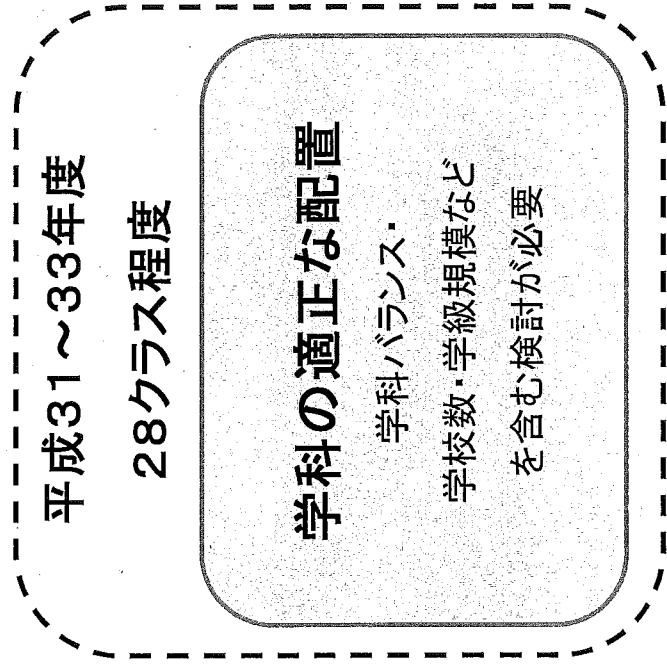
- ・ 現実的には、地域の中学校卒業生数が減少していく中での両校統合であり、新高校には、現在両校に入学してくる生徒と同じニーズをもった生徒が入学してくると思われるので、進学に特化した「学科」または「普通科のコース」については、取組内容の充実が必要である。
- ・ 新高校のコンセプトを実現するためには、進学に特化した「学科」として固まっていた方が、目標達成に向かいやすいのではないかと。
- ・ 両校を統合して開校される新高校は、今まで以上に対応幅を広げざるをえないと考えられるので、単位制を生かしながら、入学生生のニーズに柔軟に対応していける「普通科のコース」とする方がよい。また、普通科の7クラスとともに、7限授業などの量ではなく学校全体としての質を高めていくことが大切である。
- ・ この伊賀地域には「普通科のコース」がないので、中学生や保護者がイメージを持ちにくいのではないかと指摘があったが、広報活動をしっかり行うことで、十分な理解がえられるのではないかと。また、伊賀地域になかったものをつくるということも良いのではないかと。

伊賀地域県立高等学校(全日制)の今後のクラス数見込み等

資料3

平成25年度
(32クラス)

上野高校 普通6+理数1クラス	普
あけぼの学園高校 2クラス	総
伊賀白鳳高校 7クラス	専
名張高校 5クラス	総
名張桔梗丘高校 5クラス	普
名張西高校 普通4+英語1クラス 情報1クラス	普 専



伊賀地域の中学校卒業生数の推移と予測(含社会増)

	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	H32.3	H33.3	H34.3
伊賀市	905	889	835	869	787	780	764	766	737	742
前年度対比		-16	-54	+34	-82	-7	-16	+2	-29	+5
H25.3対比		-16	-70	-36	-118	-125	-141	-139	-168	-163
名張市	702	729	648	705	696	723	670	662	643	645
前年度対比		+27	-81	+57	-9	+27	-53	-8	-19	+2
H25.3対比		+27	-54	+3	-6	+21	-32	-40	-59	-57
伊賀地域計	1607	1618	1483	1574	1483	1503	1434	1428	1380	1387
前年度対比		+11	-135	+91	-91	+20	-69	-6	-48	+7
H25.3対比		+11	-124	-33	-124	-104	-173	-179	-227	-220

※平成26年3月以降の中学校卒業生予定者数は、平成25年5月1日時点の教育総務課による調査に基づく。

学科の割合(H25)

普通 53.1%
総合 21.9%
専門 25.0%

県全体の学科の割合(H25)

普通 62.1%
総合 7.7%
専門 30.2%

特別支援教育等について

1 特別支援教育とは

「特別支援教育」は、障がいのある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うために、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
(文部科学省パンフレット「特別支援教育」より抜粋)

2 特別支援教育の現状

(1) 枠組について

【 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校 】		【 特別支援学校 】
<p>●通常の学級 支援員(※)がつく場合がある。</p> <p>●通級による指導 (小学校・中学校) 通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいの状況に応じた特別な指導を、週1～8単位時間の特別な指導の場で行う。</p> <p>対象 肢体不自由、弱視、難聴、病弱・身体虚弱、言語障がい、情緒障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、自閉症</p>	<p>●特別支援学級 (小学校・中学校) 障がいの種別ごとに、障がいのある子ども一人ひとりに応じた教育を行う。</p> <p>対象 肢体不自由、弱視、難聴、病弱・身体虚弱、言語障がい、情緒障がい、知的障がい、自閉症</p> <p>※支援員 学校において、障がいのある子どもの介助や学習支援を行う。</p>	<p>障がいの程度が比較的重い子どもを対象として、専門性の高い教育を行う。</p> <p>幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、(幼稚園部)・小学部・中学部・高等部で行う。</p> <p>対象 肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい、病弱・身体虚弱、知的障がい</p>

(2) 特別支援教育に係る三重県の公立学校の在籍状況等について【別表】

特別支援教育に係る三重県の公立学校の在籍状況等

別表

通級による指導			特別支援学級			特別支援学校(県立)						
	H23年度	H24年度	H25年度		H23年度	H24年度	H25年度		H23年度	H24年度	H25年度	
小学校	県全体	39 学級 479 人	44 学級 555 人	49 学級 603 人	県全体	600 学級 1,998 人	628 学級 2,181 人	655 学級 2,330 人	県全体	15 校	16 校	16 校
	伊賀地域	5 学級 31 人	6 学級 48 人	7 学級 57 人	伊賀地域	73 学級 250 人	71 学級 273 人	81 学級 298 人	つばさ学園	1 校	1 校	1 校
中学校	県全体	4 学級 13 人	4 学級 29 人	4 学級 21 人	県全体	250 学級 825 人	259 学級 867 人	272 学級 921 人	県全体	1,387 人	1,440 人	1,495 人
	伊賀地域	0 学級 0 人	0 学級 0 人	0 学級 0 人	伊賀地域	30 学級 105 人	32 学級 110 人	33 学級 122 人	つばさ学園	130 人	130 人	137 人

※県立特別支援学校は、本校13＋分校3の16校。

※「つばさ学園」・・・特別支援学校伊賀つばさ学園(知的障がい・肢体不自由教育部門)

3 県立高等学校における特別支援教育の現状と課題

高等学校においても、発達障がい等、特別な教育的支援を必要とする生徒が在籍しています。このことから、各学校に特別支援教育に係る校内委員会を設置するとともに、教員のなかに特別支援教育推進の中心となる特別支援教育コーディネーター（※1）の役割を担う者を置き、体制の整備を図っています。

今後は、本県の特別支援教育に関する総合推進計画の策定を進める中で、県立高等学校における特別支援教育の充実について、引き続き検討を進めます。この検討と平行して、施設のバリアフリー化をはじめとする教育環境の整備、小中学校からの支援内容の引き継ぎ体制の強化、卒業後の社会的・職業的自立のための進路指導の充実等、個に応じた支援の拡充を行っていきます。また、特別支援教育を必要とする生徒がどの高等学校にも在籍しているという認識のもと、関係機関と連携しつつ、特別支援学校のセンター的機能や発達障がい支援員による巡回相談のさらなる活用、教職員の特別支援教育に関する研修の充実を図ります。とりわけ、発達障がいのある生徒への支援を充実するため、一人ひとりの課題を的確に把握するとともに、視覚情報を活用した指導方法（※2）や、ソーシャル・スキル・トレーニング（※3）等の支援方法について研究を進め、これらの普及を進めること等により、教育内容・方法の一層の充実を図ります。さらに、特別支援教育にかかる人的配置の拡充について、検討します。（「県立高等学校活性化計画」H25年3月より抜粋）

なお、高等学校に特別支援学級を設置することは法的には可能ですが、現在のところ、高等学校の学習指導要領に特別な教育課程を編成ができるとの規定がないことから、大半の授業を通常の学級で一斉授業として受けることとなります。このため、学習理解、評価、単位認定等に大きな課題があり、三重県を含めて全国の高等学校に特別支援学級は設置されていません。

※1 特別支援教育コーディネーター

各学校の特別支援教育の推進担当者。学校内では教職員の連絡調整や校内委員会の推進、対外的には関係機関との連絡調整等を行う。

※2 視覚情報を活用した指導方法

発達障がいのある生徒等には、文字や図形等による視覚情報を用いて学習内容や予定・手順等を示すことにより、理解が進みやすいことがあることから、視覚情報を指導に積極的に活用すること。

※3 ソーシャル・スキル・トレーニング

人間関係を適切に築き、社会生活を円滑に営むため、これに必要な能力や態度を効果的に身につけるために行うトレーニング。ワークシート、ロールプレー等を用い、日常生活のなかの対人関係上の課題への対応等について、演習等を行う。

4 その他

(1)発達障がいの可能性のある児童生徒について

平成 24 年度に文部科学省が行った調査（学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づく）によると、学習障がい（LD）・注意欠陥多動性障がい（ADHD）・高機能自閉症等、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒が約 6.5 % の割合で通常の学級に在籍している可能性が示されています。

三重県では、高等学校に在籍する発達障がい等のある生徒を支援するため、県立高等学校 5 校に発達障がい支援員を配置し、各高等学校からの要請に応じて、巡回相談を実施しているほか、医師や言語聴覚士等の専門家を派遣しています。

以下のような障がいを総称して「発達障がい」と呼んでいる。

発達障がいのある子どもは、困難を抱えているが、優れた能力を発揮する場合もある。

※学習障がい（LD）

知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算するなどの能力のうち、特定の分野に極端に苦手な側面が見られる。

※注意欠陥多動性障がい（ADHD）

注意力や衝動性、多動性などが年齢や発達に不釣り合いで、社会的な活動や学業に支障をきたすことがある。

※高機能自閉症

相手の気持ちを察することや周りの状況に合わせてたりする行動が苦手であったり、特定のものにこだわる傾向が見られる。

(2)義務教育段階の学習内容を含む基礎的・基本的な学力の定着に課題のある生徒について

三重県では、「高校生学力定着支援事業」として、義務教育段階の学習内容を含む基礎的・基本的な学力の定着・向上を図るため、県立高等学校 6 校を研究指定校としています。研究指定校において、生徒の学力等を把握するとともに、課題の洗い出しとその分析を行い、教材や効果的な指導方法を組織的に研究し、その成果をすべての高等学校に還流していきます。